

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号。以下「令」という。）に定める年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による年金たる保険給付（以下「厚生年金保険給付」という。）等が併給される場合に年金たる補償に乗じる率について、所要の改正を行うもの。

2. 政令案の概要

令附則第 3 条及び第 3 条の 2 に規定された、年金たる補償及び休業補償と厚生年金保険給付を併給するもののうち、傷病補償年金等と障害厚生年金との併給の場合に年金たる補償に乗じる率について、

- ・ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 46 条又は令第 10 条に規定する公務上の災害に係るものを除く傷病補償年金及び休業補償については、現行の 0.86 から 0.88 と、
- ・ 法第 46 条又は令第 10 条に規定する公務上の災害に係るものに限る傷病補償年金については、現行の 0.91（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）から 0.92（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては 0.91）

とするもの。

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日